



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市住宅建設資金貸付規則を廃止する規則	建築住宅局政策課	1
規則	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則を廃止する規則	福祉局国保年金医療課	2
告示	令和6年 第1回定例市会の招集	行財政局財務課	3
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局東部建設事務所	4
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	7
告示	指定納付受託者の指定(READYFOR株式会社)	建設局公園部計画課	9
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	10
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	11
告示	生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	13
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	14
告示	生活保護法等による指定施術者の指定の辞退	福祉局くらし支援課	15
告示	地縁による団体の認可について(長栄町自治会)	地域協働局地域活性課	16
公告	神戸市山の街駅東土地区画整理事業事業計画の変更(第5回)の認可	都市局地域整備推進課	17
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧	都市局景観政策課	18
公告	開発行為に関する工事の完了(神戸市北区山田町下谷上他)	都市局都市計画課	19
公告	神戸市空家空地対策の推進に関する条例第14条第1項に基づく命令	建築住宅局建築指導部 安全対策課	20
公告	建築基準法第48条第15項の規定による公聴会の開催の公告	建築住宅局建築指導部 建築安全課	21
公告	建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定	建築住宅局建築指導部 建築安全課	22
公告	大規模小売店舗立地法第8条第2項意見書の公告((仮称)ザグザグ高津橋店)	経済観光局経済政策課	23

令和6年2月20日 神戸市公報第3847号

種類	件名	所管部署	ページ
水道局	水道局副局長等専決規程の一部を改正する規程	水道局経営企画課	25
人事委員会	労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局任用課	62
監査委員	監査公表	監査事務局第1課	64

神戸市住宅建設資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年2月20日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第42号

神戸市住宅建設資金貸付規則を廃止する規則

神戸市住宅建設資金貸付規則（昭和25年8月規則第348号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年2月20日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第43号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則を廃止する規則

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則（令和2年6月規則第15号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市告示第586号

令和6年2月15日神戸市役所内に第1回定例会を招集する。

令和6年2月8日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市告示第592号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月20日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2. 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和6年2月20日 神戸市公報第3847号

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	大石駅周辺	自転車 1台	令和6年1月11日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所 電話 854-2191
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摩耶駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	王子公園駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	新在家駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲道駅周辺	自転車 12台	令和6年1月12日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	六甲駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R住吉駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	深江駅周辺	自転車 4台	令和6年1月17日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	魚崎駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲道駅周辺	自転車 3台	令和6年1月18日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	阪神御影駅周辺	自転車 7台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	阪急御影駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	深江駅周辺	自転車 3台	令和6年1月22日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	魚崎駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R住吉駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
岡本駅周辺	自転車 1台			
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			
稗原保管所	甲南山手駅周辺	自転車 1台	令和6年1月22日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所	灘駅周辺	自転車 3台	令和6年1月22日	

別表

灘区上河原通1丁目1番	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摩耶駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	王子公園駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	六甲道駅周辺	自転車	8台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	2台	
	六甲駅周辺	自転車	1台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	令和6年1月23日
	J R住吉駅周辺	自転車	0台	
	摂津本山駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	深江駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	青木駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘区管内	自転車	14台	令和6年1月26日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	1台	
	阪神御影駅周辺	自転車	5台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	東灘区管内	自転車	18台	令和6年1月29日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	J R住吉駅周辺	自転車	6台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	摂津本山駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	岡本駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	

神戸市告示第593号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月20日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 0台	令和6年1月9日	神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石1番地の1 建設局西部建設事務所 電話742-2424
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 13台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 1台	令和6年1月10日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 11台 原動機付自転車 0台		
須磨区西落合6丁目1番名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和6年1月11日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 13台 原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	鷹取駅(南・北)周辺自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和6年1月16日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 19台 原動機付自転車 0台	令和6年1月17日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 0台		
須磨区須磨浦通2丁目2番須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 1台	令和6年1月18日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 4台 原動機付自転車 1台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 1台	令和6年1月23日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 0台	令和6年1月24日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 19台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 1台	令和6年1月30日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第594号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年2月20日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
東京都千代田区一番町8住友不動産一番町ビル7階
READYFOR 株式会社
代表取締役 CEO 米良 はるか
- 2 指定納付受託者に納入させる歳入
クラウドファンディングを利用して納入する寄付金
- 3 指定納付受託者により納付事務を行う期間
令和6年2月7日から令和6年7月31日
- 4 指定日
令和6年2月7日

令和6年2月20日 神戸市公報第3847号

神戸市告示第595号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年2月20日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
星島整形外科・リハビリテーション	神戸市垂水区天ノ下町5番3号	令和6年1月1日
加茂皮フ科医院	神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番3号	令和6年1月1日
つばめクリニック	神戸市長田区水笠通3丁目5番11号	令和6年1月1日
オーダー薬局湊川店	神戸市兵庫区荒田町1丁目5番6号	令和6年1月1日
オーダー薬局 大開店	神戸市兵庫区中道通7丁目1番13号	令和6年1月1日
オーダー薬局兵庫店	神戸市兵庫区大開通8丁目2番2号	令和6年1月1日
オーダー薬局 御影店	神戸市東灘区御影2丁目32番10号	令和6年1月1日
オーダー薬局 新開地店	神戸市兵庫区大開通2丁目3番18号	令和6年1月1日
楠丘薬局	神戸市灘区楠丘町5丁目6番7号	令和5年12月16日
オーダー薬局上沢通店	神戸市兵庫区上沢通3丁目1番13号	令和6年1月1日
すみれ薬局	神戸市長田区菅原通4丁目202番3号	令和6年1月1日
ひまわり薬局	神戸市兵庫区荒田町3丁目2番16号	令和6年1月1日
あじさい薬局	神戸市中央区下山手通5丁目12番17号	令和6年1月1日
うみ訪問看護ステーション	神戸市西区南別府4丁目61番1号	令和5年11月1日
ロボット薬局	神戸市灘区備後町4丁目1番1号	令和6年1月9日
灘セントラル歯科	神戸市灘区岩屋北町7丁目3番2号	令和6年1月1日
アップル訪問歯科	神戸市中央区琴ノ緒町5丁目2番2号	令和6年2月1日
神戸シティデンタルクリニック	神戸市東灘区住吉宮町7丁目2番3号	令和6年1月29日

令和6年2月20日 神戸市公報第3847号

神戸市告示第596号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年2月20日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
松本医院	神戸市灘区篠原南町2丁目4番5号	令和5年12月31日
浅野皮フ科	神戸市東灘区住吉東町4丁目7番27号	令和5年12月31日
島谷歯科医院	神戸市中央区花隈町19番9号	令和5年11月27日
りんご薬局	神戸市灘区備後町4丁目1番1号	令和6年1月8日
星島整形外科・リハビリテーション	神戸市垂水区天ノ下町5番3号	令和5年12月31日
加茂皮フ科医院	神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番3号	令和5年12月31日
つばめクリニック	神戸市長田区水笠通3丁目5番11号	令和5年12月31日
オーダー薬局湊川店	神戸市兵庫区荒田町1丁目5番6号	令和5年12月31日
オーダー薬局 大開店	神戸市兵庫区中道通7丁目1番13号	令和5年12月31日
オーダー薬局兵庫店	神戸市兵庫区大開通8丁目2番2号	令和5年12月31日
オーダー薬局 御影店	神戸市東灘区御影2丁目32番10号	令和5年12月31日
オーダー薬局 新開地店	神戸市兵庫区大開通2丁目3番18号	令和5年12月31日
楠丘薬局	神戸市灘区楠丘町5丁目6番7号	令和5年12月15日
オーダー薬局上沢通店	神戸市兵庫区上沢通3丁目1番13号	令和5年12月31日
すみれ薬局	神戸市長田区菅原通4丁目202番3号	令和5年12月31日

ひまわり薬局	神戸市兵庫区荒田町3丁目2番16号	令和5年12月31日
あじさい薬局	神戸市中央区下山手通5丁目12番17号	令和5年12月31日

令和6年2月20日 神戸市公報第3847号

神戸市告示第597号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年2月20日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	変更年月日
(新)医療法人社団愛寿会 水守整形外科えり皮膚科	神戸市須磨区神の谷7丁目1番1号	令和6年1月1日
(旧)医療法人社団愛寿会 水守外科		

神戸市告示第598号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年2月20日

神戸市長 久元喜造

1. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
齋藤 倫仁（仁－J I N鍼灸整骨院）	齋藤 倫仁	神戸市東灘区田中町3丁目1番5号	令和5年12月29日

2. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
齋藤 倫仁（仁－J I N鍼灸整骨院）	齋藤 倫仁	神戸市東灘区田中町3丁目1番5号	令和5年12月29日
平野 幸太郎（アクエリアス整骨院）	平野 幸太郎	神戸市長田区御屋敷通4丁目1番17号	令和6年1月1日

神戸市告示第599号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年2月20日

神戸市長 久元喜造

1. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
奥田 晋朗(サクラ整骨鍼灸院)	奥田 晋朗	神戸市北区有野台2丁目1番7号	令和6年1月22日

神戸市告示第560号

地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月20日

神戸市長 久 元 喜 造

1 名称

長栄町自治会

2 規約に定める目的

この会は、快適で充実した生活を送れるよう、良好な地域生活の維持及び形成を図ることを目的とし次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図ること。
- (2) 区域内の清掃、緑化推進管理を図ること。
- (3) 財産の維持管理を図ること。
- (4) 福利、厚生等に関すること。
- (5) 防火、防犯等に関すること。
- (6) 市政への協力及び他団体との連絡調整に関すること。
- (7) その他目的達成に必要な事項。

3 区域

神戸市東灘区深江本町2丁目の全域

4 主たる事務所

神戸市東灘区深江本町2丁目9番10号

5 代表者の氏名

田中 康

6 代表者の住所

神戸市東灘区深江本町2丁目9番10号

7 裁判所による代表者の職務執行の停止

なし

8 職務代行者の選任

なし

9 代理人

なし

10 規約に定めた解散の事由

総会において構成員の4分の3以上の同意により解散する。

11 認可年月日

令和6年2月9日

神戸市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、神戸市山の街駅東土地区画整理事業の事業計画の変更（第5回）を認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年2月20日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 施行者の名称
株式会社 日本ライフクリエイター
- 2 事業施行期間
平成27年5月25日から令和6年9月30日まで
- 3 施行地区
神戸市北区山田町下谷上字今草辻、字門口、字福田谷の各一部
神戸市北区緑町1丁目、緑町3丁目の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称
神戸市山の街駅東土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地
大阪市淀川区西中島5丁目9番5号
株式会社日本ライフクリエイター内
- 6 施行認可の年月日
平成27年5月25日
- 7 変更認可の年月日
令和6年2月20日

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和6年2月20日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
東京建物株式会社
関西住宅事業部長 長井 芳行
大阪市中央区本町3丁目4番8
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先
株式会社D&D建築設計事務所
岡本 正仁（担当：山本）
大阪市中央区南本町3丁目2番1
06-6244-2038
- 3 景観影響建築行為の概要
 - (1) 所在及び地番 神戸市中央区東町122番1 他
 - (2) 敷地面積 約743平方メートル
 - (3) 建築面積 約571平方メートル
 - (4) 延べ面積 約5,804平方メートル
 - (5) 高さ 約42.5メートル
 - (6) 構造 R C 造
 - (7) 階数 地上13階／地下1階
 - (8) 建物用途 事務所・展示場付き共同住宅
- 4 縦覧の期間
令和6年2月20日から令和6年3月5日まで

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年2月20日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市北区山田町下谷上字中一里山14番1の一部
開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市西区玉津町水谷字セリ合400番7
社会福祉法人新緑福祉会
理事長 後藤 久美子
許可番号
令和5年7月13日 第8133号

- 2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市西区岩岡町岩岡字四ツ塚3322番
開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市西区岩岡町岩岡2058番地
赤松 成昭
許可番号
令和5年1月26日 第8098号

- 3 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市垂水区千鳥が丘2丁目2251番164
開発許可を受けた者の住所及び氏名
明石市大久保町大窪497番地1
関西住宅販売株式会社
代表取締役 横野 修三
許可番号
令和5年5月1日 第8117号
(変更許可 令和5年12月27日 第2095号)

神戸市公告

下記特定類似空家等の所有者は、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号）第14条第1項の規定に基づき措置をとることを、令和6年2月8日付神建住建対第2357号により、命ぜられています。

令和6年2月20日

神戸市長 久元喜造

記

1 対象となる特定類似空家等

所在地：神戸市長田区宮丘町1丁目20番地17（地番）

（家屋番号 20番の17）

用途：住宅

2 措置の内容

当該建物の解体撤去により、周辺への危害防止措置を講じること。なお、解体撤去にあたっては長屋隣家が倒壊などしないように十分に配慮すること。

また、当該建物の内部に残地されている動産等を措置の期限までに運び出し、適切に処分等すること。

3 命ずるに至った事由

東側の外壁および屋根が大きく損壊している。

そのほかの外壁にも大きなひび割れが生じている。

このまま放置すれば、建物の倒壊等、周辺に保安上著しく危険となるおそれがあるため。

（はり等の構造材の破損や変形が著しく、崩壊の危険性がある）

4 命令の責任者

神戸市建築住宅局建築指導部部長（空家空地指導担当） 東 和恵

連絡先：078-595-6575

5 措置の期限 令和6年3月8日

以上

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第1項ただし書の規定による許可の申請に関し、同条第15項の規定により次のとおり公開による意見の聴取を行うので、利害関係者で意見のある人は御参集ください。

令和6年2月20日

(特定行政庁) 神戸市長 久元喜造

1 許可しようとする建築物の建築の計画

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）

兵庫県姫路市下手野3丁目3番5号

トライアドウエスト株式会社 代表取締役 藤井 貴子

- (2) 建築物の敷地の所在

神戸市東灘区鴨子ヶ原2丁目13番33、13番35、13番43、13番53、13番54、13番55

- (3) 建築物の用途

調剤薬局（日用品販売店）

- (4) 工事の種別

新築

- (5) 建築物の構造及び規模

ア) 構造

鉄骨造

イ) 規模

敷地面積	523.37 平方メートル
建築面積	144.46 平方メートル
延べ面積 (許可対象床面積)	198.32 平方メートル (調剤薬局 198.32 平方メートル)
階数	地上1階

2 意見の聴取の期日及び場所

- (1) 期日

令和6年3月7日（木）午後2時30分から

- (2) 場所

神戸市東灘区御影2丁目28番12号 施設名 上御影会館 1階 集会室

3 連絡先

神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課 電話078-595-6554

4 その他

当日は午後2時から会場にて受付を行います。

会場では感染症対策にご協力をお願いします。

令和6年2月20日 神戸市公報第3847号

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を指定したものは次のとおりです。

令和6年2月20日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指定年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R5-10号	令和6年2月7日	神戸市東灘区魚崎中町3丁目536番1	16.04	4.20

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定による意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該意見書を次のとおり縦覧に供します。

令和6年2月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ザグザグ高津橋店

神戸市西区玉津町高津橋 596 番 他

2 提出された意見書の数

1 通

3 提出された意見の概要

（1）個人から提出された意見書

交通への配慮

特に、小学校・塾・工業団地・セメント工場・自動車教習所・高速道路インターチェンジ（建設予定）が近隣にあることに留意

ア 交差点の見通しを確保していただきたい。フェンス・駐車車両で視界をさえぎらないようにしてほしい。交差点に面して駐車場ができるようだが、駐車場敷地のフェンスはできる限り低くしていただきたい。（80センチ以下・小学1年生のランドセルが見える高さ）また、道路の車の視線上に駐車スペースを作らないでほしい。交差点の車から子供が見えなくなってしまうため、敷地の交差点よりには建築物は建てないでいただきたい。（図面ではなにかの建築物ができるようである）

当店舗の目の前の県道は交通量が多く、神戸市立高津橋小学校や塾が至近に存在し、多数の児童が店舗周辺を通学路としている。また、西神工業団地へ向かうトラックや商用車が、県道を北からやってきて、坂下東交差点で左折していく。

視界がさえぎられたら、走ってくる子供に気が付かずにはねてしまう恐れがある。小学校の隣にセメント工場があるため、大型のコンクリートミキサー車や砂利を積載したダンプカーが頻繁に往来している。また、第二神明北線が工事中で、櫛谷インターチェンジや高速道路の側道（国道2号線のバイパス区間）が建設されており、店舗の目の前の道路の交通量は更に増大することが予想される。事業者はそのような場所を選んで出店したからには、それなりの覚悟を持って店舗を運営すべきである、と考える。

イ 小学校の登下校の時間は警備員を配置いただきたい。

計画では、オープン時と繁忙時は誘導があるようだが、それだけでは不足ではないか。事業者は、高津橋小学校と日常的に密に連絡をとって小学生の登下校の時間帯を共有し、その時間帯は駐車場出入口に警備員を配置するべきではないか。

4 縦覧期間

令和6年2月20日から令和6年3月20日まで

5 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

水道局副局長等専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年2月20日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

神戸市水道管理規程第8号

水道局副局長等専決規程の一部を改正する規程

水道局副局長等専決規程（昭和35年7月水道管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第2

財務関係事務

2-1 支出決定

決裁事項	区分	専決範囲	決裁区分									備考
			副局長	副局長 (水道通 技術管 理者)	部長共 通	特定課 長	課長共 通	第1類 事業所 長共通	第2類 事業所 長共通	合議	特定職	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
調達	消耗品、印刷製本、原材料、備品その他 (管理者が指定するもの以外)	2,000万円以下 1,000万円以下	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1 160万円を超えるものについては経理契約を要する。 2~5 [略]
	消耗品、印刷製本、原材料、備品その他	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		160万円以下	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

改正前

別表第2

財務関係事務

2-1 支出決定

決裁事項	区分	専決範囲	決裁区分									備考
			副局長	副局長 (水道通 技術管 理者)	部長共 通	特定課 長	課長共 通	第1類 事業所 長共通	第2類 事業所 長共通	合議	特定職	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
調達	消耗品、印刷製本、原材料、備品その他 (管理者が指定するもの以外)	2,000万円以下 1,000万円以下	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1 100万円を超えるものについては経理契約を要する。 2~5 [略]
	消耗品、印刷製本、原材料、備品その他	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		100万円以下	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(管理 者が指 定する もの)												
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
電気料 金（電 気事業 者の定 める申 込書に よるも の）、 ガス料 金、上 下水道 料金、 電気通 信料、 後納郵 便料金	全て	[略]	1 電 気料金 につい ては、 入札又 は見積 合せで 不調と なり、 電気事 業者の 定める 申込書 により 契約す る場合 に限 る。 2 電 気通信 料とは、電 気通信 事業法									

(管理 者が指 定する もの)													
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
電気料 金（電 気事業 者の定 める申 込書に よるも の）、 ガス料 金、上 下水道 料金、 電気通 信料、 後納郵 便料金	全て	[略]	電気 通信料 とは、 電気通 信事業 法（昭 和59年 法律第 86号） 第2条 第5号 に規定 する電 気通信 事業者 が提供 する同 条第3 号に規 定する 電気通 信役務 に関する料金										

	に係る もの)												
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
請負	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(その他)	修繕料(建物、設備又は構築物の保繕又は小修に係るもの)	150万円以下		○				○					1 修繕料(建物、設備又は構築物の保繕又は小修に係るもの)で150万円を超えるものは管理者の裁を受けること。

	に係る もの)												
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
請負	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(その他)	修繕料(建物、設備又は構築物の保繕又は小修に係るもの)	150万円以下		○				○					1 修繕料(建物、設備又は構築物の保繕又は小修に係るもの)で150万円を超えるものは管理者の裁を受けること。

												2 修繕料(建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもので250万円を超えるものについては経理契約を要する。)
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
委託	工事	2億円以下	[略]	金額は見積金額を示す。								
		1億円以下	[略]									

												2 修繕料(建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもので250万円を超えるものについては経理契約を要する。)
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
委託	工事	2億円以下	[略]									
		1億円以下	[略]									

	工事以外	2,000万円以下	[略]																			
		1,000万円以下	[略]																			
物品の借入れ	管理者が指定するものの以外	2,000万円以下	[略]	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。																		
		1,000万円以下	[略]																			
	工事以外	2,000万円以下	[略]																			
		1,000万円以下	[略]																			
物品の借入れ	管理者が指定するものの以外	2,000万円以下	[略]	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。																		
		1,000万円以下	[略]																			
																						2 [略]

理者が指定するものとは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもので及び一時的な材料置場等のもものをいう。

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			
負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの		300万円以下	[略]	複数の相手方	負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの		300万円以下	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	複数の相手方										
		100万円以下	[略]			に対する負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの	100万円以下	[略]	に対する負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの																		
																(以下「負担金等」という。)の金額を一の決裁により決定した場合、当該負担金等のうち一部の											(以下「負担金等」という。)の金額を一の決裁により決定した場合、当該負担金等のうち一部の

ものに
係る金
額を変
更する
とき
(変更
後の当
該負担
金等の
総額が
変更前
の当該
負担金
等の総
額を下
回ると
きに限
る。)
の決裁
区分
は、変
更後の
個々の
負担金
等の額
に基づ
くもの
とす
る。こ

ものに
係る金
額を変
更する
とき
(変更
後の当
該負担
金等の
総額が
変更前
の当該
負担金
等の総
額を下
回ると
きに限
る。)
の決裁
区分
は、変
更後の
個々の
負担金
等の額
に基づ
くもの
とす
る。こ

												の場 合、当 該決裁 区分が 複数の 決裁区 分に該 当する ことと なると きは、 それら の決裁 区分の うち最 上位の ものよ ること とする 。
[略]												

(注) [略]

2-2 収入決定

決裁事 項	専決範 囲	決裁区分										備考
		副局長	副局長 (水道通 技術管 理者)	部長共	特定課長	課長共 通	第1類 事業所 長共通	第2類 事業所 長共通	合議	特定職		

												の場 合、当 該決裁 区分が 複数の 決裁区 分に該 当する ことと なると きは、 それら の決裁 区分の うち最 上位の ものよ ること とする 。
[略]												

(注) [略]

2-2 収入決定

決裁事 項	専決範 囲	決裁区分										備考
		副局長	副局長 (水道通 技術管 理者)	部長共	特定課長	課長共 通	第1類 事業所 長共通	第2類 事業所 長共通	合議	特定職		

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
売却 (物品 その他) (法令 等によ り金額 が定ま っている もの)	全て	[略]										
物品の 貸付	200万 円以下	[略]	1	金額								
	100万 円以下	[略]		は、 賃料 の年 額又 は総 額を 表 す。 賃料 が減 額さ れる 場合 は、 減額								

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
売却 (物品 その他) (法令 等によ り金額 が定ま っている もの)	全て	[略]	金額は 見積金 額を示 す。										
物品の 貸付	200万 円以下	[略]	1	金額									
	100万 円以下	[略]		は、 賃料 の年 額又 は総 額を 表 し、 無償 のも の又 は軽 減さ れた もの									

										され ない もの とし た場 合の 金額 によ る。 2 [略]										につ いて は、 見積 金額 を示 す。 2 [略]
不動産 の貸付	20万円 以下	○							経営企 画課長	1 金 額	不動産 の貸付	20万円 以下	○						経営企 画課長	1 金 額
不動産 の貸付 (管理 者が指 定する もの)	200万 円以下 100万 円以下			○			○		に合議 するこ と。	は、 賃料 の年 額又 は総 額を 表 す。 賃料 が減 額さ れる 場合 は、 減額 され ない	不動産 の貸付 (管理 者が指 定する もの)	200万 円以下 100万 円以下				○			に合議 するこ と。	は、 賃料 の年 額又 は総 額を 表 し、 無償 のも の又 は軽 減さ れた もの につ いて

の) (不 動産以 外)												
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

2-3 その他

決裁事 項	専決範 囲	決裁区分									備考	
		副局長	副局長 (水道通 技術管 理者)	部長共 通	特定課 長	課長共 通	第1類 事業所 長共通	第2類 事業所 長共通	合議	特定職		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
廃棄	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
物品の 借入れ (支出 を伴わ ないも の)	80万円 以下					○				○		金額は、賃料 の年額又は 総額を表す。 賃料が減額 される場合 は、減額され ないものと した場合の 金額による。
物品の 借入れ (支出 を伴わ ないも の) (管	200万 円以下 100万 円以下			○						○		1 金額は、 賃料の年額 又は総額を 表す。賃料が 減額される 場合は、減額

[略]												

(注) [略]

2-3 その他

決裁事項	専決範 囲	決裁区分									備考	
		副局長	副局長 (水道通 技術管 理者)	部長共 通	特定課 長	課長共 通	第1類 事業所 長共通	第2類 事業所 長共通	合議	特定職		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
廃棄	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

理者が指定するもの)										されないものとした場合の金額による。 2 「管理者が指定するもの」とは、災害応急に関するもの、単価協定事項並びに地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき提供を受ける物品の借入れをいう。
物品の貸付(収入を伴わないもの)	200万円以下			○			○			金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の
	100万円以下					○		○		

										金額による。
不動産 の借入 れ(支出 を伴わ ないも の)	全て								経営企 画課長 經由副 局長に 合議す ること。	管理者の決 裁を受ける こと。
不動産 の借入 れ(支出 を伴わ ないも の)(管 理者が 指定す るもの)	200万 円以下 100万 円以下		○			○		○	経営企 画課長 に合議 するこ と。	1 金額は、 賃料の年額 又は総額を 表す。賃料が 減額される 場合は、減額 されないも のとした場 合の金額に よる。 2 「管理者 が指定する もの」とは、 電柱、電話ボ ックス、上下 水道管、ガス 管、通路、自 動販売機そ の他これら に類するも のの設置の ためのもの

									及び一時的な材料置場等のためのものをいう。
不動産全ての貸付（収入を伴わないもの）	全て							経営企画課長 經由副局長に合議すること。	管理者の決裁を受けること。
不動産の貸付（収入を伴わないもの）（管理者が指定するもの）	200万円以下 100万円以下		○			○		経営企画課長に合議すること。	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 「管理者が指定するもの」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これら

											に類するもの設置のためのも及び一時的な材料置場等のためのもをいう。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
適格請求書（インボイス）の発行	全て					○		○			適格請求書（インボイス）の修正、適格返還請求書（返還インボイス）の発行を含む。

(注) [略]

2-4 契約

決裁事項	区分	専決範囲	決裁区分							特定職	備考	
			副局長	副局長 (水道通 技術管 理者)	部長共 通	特定課 長	課長共 通	第1類 事業所 長共通	第2類 事業所 長共通			合議
調達	消耗品、印刷製本、原材料、	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	160万
		160万 円以下	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	円を超 えるも のにつ いては

(注) [略]

2-4 契約

決裁事項	区分	専決範囲	決裁区分							特定職	備考	
			副局長	副局長 (水道通 技術管 理者)	部長共 通	特定課 長	課長共 通	第1類 事業所 長共通	第2類 事業所 長共通			合議
調達	消耗品、印刷製本、原材料、	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	100万
		100万 円以下	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	円を超 えるも のにつ いては

備品その他 (管理者が指定するもの以外)											経理契約を要する。
消耗品、印刷製本、原材料、備品その他 (管理者が指定するもの)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
電気料金(電気事業者の定める申込書によるもの以外)	1,000万円以下	[略]									
電気料金(電気料金)	全て	[略]	1 電気料金								

備品その他 (管理者が指定するもの以外)											経理契約を要する。
消耗品、印刷製本、原材料、備品その他 (管理者が指定するもの)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
電気料金	1,000万円以下	[略]									
ガス料金、上	全て	[略]									

気事業
者の定
める申
込書に
よるも
の)、
ガス料
金、上
下水道
料金、
電気通
信料、
後納郵
便料金、
一般使
用料等
(一般
使用料
等及び
証明書
発行等
に係る
手数料)
、
保険料

につい
ては、
入札又
は見積
合せで
不調と
なり、
電気事
業者の
定める
申込書
により
契約す
る場合
に限
る。
2 電
気通信
料とは、
電気通
信事業
法(昭和
59年法
律第86
号)第2
条第5
号に規
定する

下水道
料金、
電気通
信料、
後納郵
便料金、
一般使
用料等
(一般
使用料
等及び
証明書
発行等
に係る
手数料)
、
保険料

												電気通 信事業 者が提 供する 同条第 3号に 規定す る電気 通信役 務に関 する料 金をい う。
一般使 用料等 (電子 計算機 上で使 用する ソフト ウェア に係る もの)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	160万 円を超 えるも のにつ いては 経理契 約を要 する。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
請負 (そ の他)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
修繕 料(建 物、設 備又	150万 円以下		○					○				
	100万					○		○				

一般使 用料等 (電子 計算機 上で使 用する ソフト ウェア に係る もの)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	100万 円を超 えるも のにつ いては 経理契 約を要 する。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
請負 (そ の他)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
修繕 料(建 物、設 備又	150万 円以下		○					○				

は 構 築 の 繕 は 改 に る の)	円以下												
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
委託	工事	2億円以下			○			○				金額は 見積金額を示す。	
		1億円以下					○		○				
	工事以外	2,000万円以下			○			○					
		1,000万円以下					○		○				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
物品 の借 入れ	管理者 が指定 するも の以外	4,000万円以下	○									1 金額は、 賃料の年 額又は総 額を	
		2,000万円以下					○				課長 (出 納・契 約担		

備 は 構 築 の 繕 は 改 に る の)	又 構 物 保 又 小 修 係 も の)												
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
委託		2,000万円以下				○			○				
		1,000万円以下						○		○			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
物品 の借 入れ		4,000万円以下				○						1 金額は、賃料の年額又は総額	
		2,000万円以下						○			課長 (出 納・契		

に適用する。

3 変更については、変更後の賃料の年額又は総額に基づく決裁区分によるものとする。

4 80万円を超えるものについては経

用する。

3 変更については、変更後の賃料の年額又は総額に基づく決裁区分によるものとする。

4 80万円を超えるものについては経

											理契 約を 要す る。
管理者 が指定 するも の	200万 円以下		○			○					1 金 額 は、 賃料 の年 額又 は総 額を 表す。 賃料 が減 額さ れる 場合 は、 減額 され ない もの とし た場 合の 金額 によ
	100万 円以下				○		○				

約を
要す
る。

る。
2 変
更に
つ
い
て
は、
変
更
後
の
賃
料
の
年
額
ま
た
は
総
額
に
基
づ
く
決
裁
区
分
に
よ
る
も
と
の
す
る。
3 「管
理
者
が
指
定
す
る
も
の」
と

は、
災 害
応 急
に 関
す る
も
の、
単 価
協 定
事 項
並 び
に 地
方 公
営 企
業 法
施 行
令 第
21 条
の 14
第 1
項 第
3 号
及 び
第 4
号 の
規 定
に よ
る 契
約 に

もの
とし
た場
合の
金額
による。
2 変
更に
つて
は、
変更
後の
賃料
の年
額又
は総
額に
基づ
く決
裁区
分よ
るも
の
とす
る。
3 「管
理者

は、積
金額
を示
す。
2 変
更に
つて
は、
変更
後の
賃料
の年
額又
は総
額に
基づ
く決
裁区
分よ
るも
の
とす
る。

が指
定す
るも
の」
とは、
電
柱、
電
話
ボ
ッ
ク
ス、
上
下
水
道
管、
ガ
ス
管、
通
路、
自
動
販
売
機
そ
他
の
他
こ
れ
ら
に
類
す
る
も
の
の
設
置

												れな いも のと した 場合 の金 額に よる 2 [略]										を 示 す。 2 [略]			
不動産 の貸付	管理者 が指定 するも の以外	20万円 以下	[略]	1 金 額は、 賃料の 年額又 は総額 を表 す。賃 料が減 額され る場合 は、減 額され ないも のとし た場合 の金額 によ る。 2 ~ 5 [略]	不動産 の貸付	管理者 が指定 するも の以外	20万円 以下	[略]	[略]	[略]	1 金 額は、 賃料の 年額又 は総額 を表わ し、無 償のも の又は 軽減さ れたも のにつ いて は、見 積金額 を示 す。 2 ~ 5 [略]														
	管理者 が指定 するも の	200万 円以下	[略]			管理者 が指定 するも の	200万 円以下	[略]	[略]																
		100万 円以下	[略]				100万 円以下	[略]	[略]	[略]															

[略]												
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(注) [略]

[略]												
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(注) [略]

附 則（令和6年2月20日水規程第8号）

この管理規程は、公布の日から施行し、この管理規程による改正後の水道局副局長等専決規程は、令和6年1月1日から適用する。

労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月9日

神戸市人事委員会事務局

委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第7号

労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則

労務職員採用の選考に関する規則（平成4年10月16日人委規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表			別表		
項	職	資格要件	項	職	資格要件
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
2	調理員 防疫手 営繕工 造園 手 環境技術手 機械操作手 衛生業務手 予 防衛生業務員 病院業務員 土 木工手 動物飼	[略]	2	調理員 防疫手 営繕工 造園 手 環境技術手 機械操作手 衛生業務手 予 防衛生業務員 病院業務員 土 木工手 動物飼	[略]

育手	建設技術	育手	建設技術
手	甲板員	手	甲板員
機	機	機	機
関員	高速鉄道	関員	高速鉄道
車掌	駅掌	車掌	駅掌
保	保	保	保
線技士	電気機	線技士	電気機
械技士	業務職	械技士	守衛
員	守衛	更生業務員	介
更生	介	護業務員	施設
業務員	施設管理	管理員	管理員
務員	管理員	[略]	[略]
員	管理員	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、令和6年2月9日から施行する。

監査公表 8号
令和6年2月20日

神戸市監査委員	細川明子
同	大澤和士
同	福本富夫
同	しらくに高太郎

監 査 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、令和6年2月5日に包括外部監査人 松谷 卓也 から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により別紙のとおり公表します。